

# 人事委員会年報

平成 26 年度

平成 27 年 5 月

青森県人事委員会事務局



# 目 次

## <平成26年度事務事業の概要>

<b>第1 人事委員会</b>	1
1 人事委員会委員	1
2 人事委員会会議	1
(1) 平成26年度における会議の開催状況	1
(2) 総 括	5
3 条例案に対する意見	5
<b>第2 事務局</b>	7
1 職員名簿	7
2 平成26年度予算	8
<b>第3 任 用</b>	9
1 競争試験	9
(1) 採用試験	9
(2) 昇任選考考査	16
2 選 考	19
(1) 採用選考	19
(2) 選考試験	21
(3) 昇任選考	22
<b>第4 給 与</b>	23
1 平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告（平成26年10月14日）	23
(1) 報告のむすび	23
(2) 勧 告	26
2 職員の給与制度の動き	30
<b>第5 勤務時間、休日及び休暇等</b>	32
<b>第6 審 査</b>	33
1 不利益処分の不服申立ての審査	33
2 勤務条件に関する措置要求の審査	33
3 公務災害補償に関する審査	34
4 職員の苦情の処理	34
5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見	34
<b>第7 労働基準監督機関の職権行使</b>	35
1 労働基準法別表第一の号別区分	35
2 事業所調査	35
3 その他の職権行使の状況	36
(1) 労働基準法関係	36

(2) 労働安全衛生法関係	-----	37
<b>第8 職員団体等</b>	-----	38
1 職員団体の登録	-----	38
(1) 平成26年度における変更登録の状況	-----	38
(2) 平成26年度末における登録職員団体の状況	-----	38
2 管理職員等の範囲の指定	-----	42
(1) 県関係	-----	42
(2) 委託関係	-----	43
<b>第9 公平委員会事務の受託</b>	-----	46
1 市町村関係	-----	46
2 一部事務組合関係	-----	47
3 広域連合関係	-----	47
<b>第10 その他</b>	-----	48
1 年間の主な動き	-----	48
2 各種会議実施状況	-----	49
(1) 全国人事委員会連合会関係	-----	49
(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係	-----	50
(3) 全国人事委員会事務局長会議	-----	53

# 第1 人事委員会

## 1 人事委員会委員

職名	氏名	生年月日	任期	常勤・非常勤の別	備考
委員長	寺尾 進	昭和 21. 2. 4	平成 平成 25. 4. 1～29. 3. 31	非常勤	会社役員
委員 (委員長職務代理者)	遠藤 妙子	昭和 18. 9. 3	平成 平成 23. 4. 1～27. 3. 31 (2期目)	非常勤	団体役員
委員	遠間 敏子	昭和 20. 3. 20	平成 平成 26. 4. 1～30. 3. 31 (2期目)	非常勤	会社役員

## 2 人事委員会会議

### (1) 平成26年度における会議の開催状況

会議名	開催年月日	議題	公布、公示年月日
第1回委員会	26. 4. 18	○ その他 平成26年度業務執行計画及び主な議決事項、協議事項等	
第2回委員会	26. 4. 30	○ 議案 1 平成26年度青森県職員採用試験全体計画案 2 平成26年度青森県職員採用試験(大学卒業程度)実施計画案 3 平成26年度青森県職員採用試験(大学卒業程度(社会人枠))実施計画案 ○ 協議 平成26年度青森県警察官採用試験(警察官A)実施計画案 ○ その他 平成26年職種別民間給与実態調査について	26. 5. 12 26. 5. 12
第3回委員会	26. 5. 9	○ 議案 人事委員会規則14-0(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則案 ○ その他 平成25年度職員採用試験合格者の採用状況	26. 5. 19
第4回委員会	26. 6. 13	○ 議案 1 職員の採用選考 2 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 ○ 報告 不利益処分に関する不服申立ての取下げについて ○ その他 1 職員団体からの要請書について 2 平成26年度職員採用試験(大学卒業程度及び社会人枠)の申込状況 3 職員採用試験における面接試験の実施方法等について	

会 議 名	開 催 年 月 日	議 題	公布、公示 年 月 日
第5回委員会	26. 6. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議 案</li> <li>1 人事委員会規則 1 3 - 1 3 (職員の配偶者同行休業) 案</li> <li>2 人事委員会規則 7 - 0 (給料等の支給) の一部を改正する規則案</li> <li>3 人事委員会規則 7 - 4 4 (通勤手当) の一部を改正する規則案</li> <li>4 人事委員会規則 7 - 8 0 (期末手当及び勤勉手当) の一部を改正する規則案</li> <li>5 人事委員会規則 7 - 8 5 (寒冷地手当) の一部を改正する規則案</li> <li>6 人事委員会規則 7 - 1 9 2 (退職手当の支給等) の一部を改正する規則案</li> <li>7 人事委員会規則 1 3 - 9 (職員の育児休業等に関する規則) の一部を改正する規則案</li> <li>8 人事委員会規則 1 4 - 1 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則案</li> </ul>	<p>26. 7. 7</p> <p>26. 7. 7</p> <p>26. 7. 7</p> <p>26. 7. 7</p> <p>26. 7. 7</p> <p>26. 7. 7</p> <p>26. 7. 7</p> <p>26. 7. 7</p>
第6回委員会	26. 7. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議 案 平成26年度青森県職員採用試験(短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度)実施計画案</li> <li>○ 協 議 平成26年度青森県警察官採用試験(警察官B)実施計画案</li> <li>○ その他 平成26年度青森県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験実施状況</li> </ul>	26. 7. 18
第7回委員会	26. 8. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議 案 平成26年度青森県職員採用試験(大学卒業程度)の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定</li> </ul>	
第8回委員会	26. 8. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討(第1回)</li> </ul>	
第9回委員会	26. 9. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議 案</li> <li>1 平成26年度青森県職員採用試験(大学卒業程度(社会人枠))の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定</li> <li>2 平成26年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験実施計画案</li> <li>○ 報 告 専決処分した事項(職員の採用選考)の報告</li> <li>○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討(第2回)</li> </ul>	26. 9. 12
第10回委員会	26. 9. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討(第3回)</li> <li>○ その他 平成26年度青森県職員採用試験(短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度)の申込状況</li> </ul>	
第11回委員会	26. 9. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議 案 地方公務員法第5条第2項の規定による意見</li> <li>○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討(第4回)</li> </ul>	
第12回委員会	26. 9. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議 案 職員の採用選考</li> <li>○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討(第5回)</li> </ul>	

会 議 名	開 催 年 月 日	議 題	公布、公示 年 月 日
第13回委員会	26. 10. 2	○ 議 案 職員の給与等に関する報告及び勧告案	
第14回委員会	26. 10. 28	○ 議 案 平成25年(不)第1号事案の審査に関する事務の委任	
第15回委員会	26. 11. 13	○ 議 案 1 平成26年度青森県職員採用試験(短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度)の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 人事委員会規則6-15(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則案 ○ その他 平成26年各都道府県人事委員会の報告及び勧告について	26. 11. 21
第16回委員会	26. 11. 21	○ 議 案 地方公務員法第5条第2項の規定による意見	
第17回委員会	26. 12. 9	○ 議 案 1 人事委員会規則7-62(初任給調整手当)の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則7-80(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則案 ○ その他 平成26年度身体障害者を対象とした職員採用選考試験実施状況	26. 12. 15 26. 12. 15
第18回委員会	26. 12. 12	○ 議 案 人事委員会規則7-39(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則案 ○ 協 議 職員採用試験内容等の変更について ○ その他 平成26年度職員採用試験面接試験に係る面接員アンケート	26. 12. 15
第19回委員会	27. 1. 13	○ 議 案 勤務条件に関する措置要求の受理	
第20回委員会	27. 1. 23	○ 議 案 平成25年(不)第1号事案に係る証拠の採否 ○ 報 告 専決処分した事項(職員の採用選考)の報告 ○ 協 議 平成27年度職員採用試験の日程(案)	
第21回委員会	27. 2. 23	○ 議 案 1 職員の採用選考 2 警察官の採用選考 3 人事委員会規則6-19(任期付職員の採用等)の一部を改正する規則案 4 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 ○ 協 議 平成25年(不)第1号事案の協議(第1回)	27. 3. 2





(2) 総括

開催回数		議案									議案以外					合
定例会	臨時会	規則制定・改廃	通知制定・改廃	各種試験関係	職員団体関係	不服申立て関係	各種承認関係	条例案に対する意見	その他	小計	審理	報告	協議	その他	小計	計
25		30		8		3	3	4	15	63	1	3	11	11	26	89

3 条例案に対する意見

意見提出年月日	議案番号	件名	意見
26. 6. 16	第278回定例会 (平成26年6月) 議案第1号	職員の配偶者同行休業に関する条例案	本条例案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものであり、適当であると考えます。
26. 9. 22	第279回定例会 (平成26年9月) 議案第7号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、職員が退職し、かつ、引き続いて地方独立行政法人青森県産業技術センターの職員となった場合において、職員としての勤続期間が地方独立行政法人青森県産業技術センター職員としての勤続期間に通算されるときは、退職手当を支給しないこととするものであり、適当であると考えます。
26. 11. 25	第280回定例会 (平成26年11月) 議案第12号	青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、教育長の期末手当の支給割合を改めるものであり、適当であると考えます。
26. 11. 25	第280回定例会 (平成26年11月) 議案第13号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、平成26年10月14日に本委員会が議会及び知事に対して行った職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに初任給調整手当及び勤勉手当の額等を改定するものであり、適当であると考えます。
27. 2. 24	第281回定例会 (平成27年2月) 議案第26号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、平成26年10月14日に本委員会が議会及び知事に対して行った職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに地域手当及び単身赴任手当の額を改定し、並びに住居手当及び単身赴任手当に係る支給対象職員の範囲並びに管理職員特別勤務手当に係る支給事由を拡大するものであり、適当であると考えます。
27. 2. 24	第281回定例会 (平成27年2月) 議案第28号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、国家公務員退職手当法の改正に準じ、退職手当の調整額を改めるものであり、適当であると考えます。

意見提出 年月日	議案番号	件名	意見
27. 2. 24	第281回定例会 (平成27年2月) 議案第58号	青森県教育委員会教育 長の給与、勤務時間等 に関する条例を廃止す る条例案	本条例案は、教育公務員特例法の改正に伴 い条例を廃止するものであり、適当であると 考える。

## 第 2 事 務 局

### 1 職 員 名 簿

課・グループ名	職 名	氏 名	備 考	
事 務 局 長		小山田 雅 春	27.3.31定年退職	
職 員 課	課 長	角 田 隆 弘		
	総務・任用グループ	副 参 事	三 上 浩 昭	
		主 幹	柿 崎 由 見 子	
		主 幹	木 村 道 之	
		主 査	棟 方 千 鶴	
		主 査	七 戸 智 輝	27.3.31出向（企画調整課主査）
	給与・審査グループ	副 参 事	渡 邊 秀 樹	
		総 括 主 幹	角 田 正 人	27.3.31出向（市町村課総括主幹）
		主 査	神 智 江	27.3.31出向 （青少年・男女共同参画課主査）
		主 査	大 川 麻 紀	27.3.31出向 （東青地域県民局県税部主査）
		主 査	梅 原 実 津	
		主 査	佐々木 進太郎	
		主 査	大 西 雅 子	
	主 事	石 田 亮 太		

## 2 平成26年度予算

### 歳入

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
14 款 諸収入	604		604	「地方公共団体と青森県との間の公平委員会の 事務委託に関する規約」による委託費 年額 13 × 10 (市) =130 10 × 30 (町 村) =300 6 × 29 (一部事務組合等) =174 定額分 69 団体 604 ----- 審査実績分 0  合計 604
4 項 受託事業収入	604		604	
1 目 総務受託事業収入	604		604	
2 節 人事委員会費	604		604	
市町村公平 委員会事務	604		604	

### 歳出

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
2 款 総務費				
9 項 人事委員会費	143,177	31,608	174,785	
1 目 委員会費	23,709	△ 1,490	22,219	(1) 管理費 8,721
1 節 報酬	5,868	△ 122	5,746	(2) 職員費 4,012
8 節 報償費	201	△ 94	107	(3) 試験費 9,486
9 節 旅費	4,035	△ 359	3,676	
10 節 交際費	19		19	
11 節 需用費	3,894	△ 200	3,694	
12 節 役務費	1,497	△ 326	1,171	
13 節 委託料	5,034	△ 270	4,764	
14 節 使用料及び 賃借料	684		684	
18 節 備品購入費	371	△ 3	368	
19 節 負担金補助 及び交付金	2,106	△ 116	1,990	
2 目 事務局費	119,468	33,098	152,566	
2 節 給料	58,911	1,144	60,055	(1) 事務費 1,791
3 節 職員手当等	33,997	31,826	65,823	(2) 人件費 150,775
4 節 共済費	21,625	456	22,081	
7 節 賃金	2,816		2,816	
10 節 交際費	18		18	
11 節 需用費	1,769	△ 260	1,509	
12 節 役務費	107		107	
14 節 使用料及び 賃借料	225	△ 68	157	

# 第 3 任 用

## 1 競争試験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており（地方公務員法第17条第3項）、本委員会では、毎年度採用試験を実施している。

### (1) 採用試験

平成26年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりである。なお、警察官採用試験の実施については、警察本部長に委任している。

職員採用試験の申込者数については、大学卒業程度は前年度比22.3%減、大学卒業程度（社会人枠）は前年度比12.1%減、短大卒業程度は前年度比2.5%増、高校卒業程度は前年度比9.0%減となった。

警察官採用試験の申込者数については、警察官Aは前年度比で男性（平成26年10月採用・平成27年4月採用）は12.2%減、女性（平成26年10月採用・平成27年4月採用）は前年度比で8.5%増、警察官Bは前年度比で男性は12.0%減、女性は11.9%減となった。

試験の種類	申込者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		受験倍率	採用人員	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数			
大 卒 程 度	620 (798)	529 (707)	261 (308)	247 (289)	100 (115)	5.3 (6.1)	106 (101)	
大 卒 程 度 ( 社 会 人 枠 )	138 (157)	117 (136)	40 (43)	39 (43)	14 (20)	8.4 (6.8)	15 (20)	
短 大 卒 程 度	41 (40)	35 (35)	12 (13)	11 (12)	4 (4)	8.8 ( 8.8)	4 (4)	
高 卒 程 度	213 (234)	205 (221)	102 (104)	99 (102)	50 (47)	4.1 (4.7)	48 (30)	
警 察 官 試 験	警察官A (男性/平成26年10月採用)	127 (171)	90 (124)	73 (79)	65 (69)	26 (22)	3.5 (5.6)	25 (20)
	警察官A (男性/平成27年4月採用)	353 (376)	234 (282)	173 (195)	141 (156)	59 (65)	4.0 (4.3)	45 (50)
	警察官A (女性/平成26年10月採用)	20 (24)	11 (10)	9 (7)	8 (7)	5 (5)	2.2 (2.0)	5 (4)
	警察官A (女性/平成27年4月採用)	108 (94)	63 (46)	45 (38)	28 (28)	13 (12)	4.8 (3.8)	7 (9)
	警察官A (武道指導/柔道)	2 (4)	2 (4)	2 (4)	2 (4)	1 (0)	2.0 (0.0)	1 (0)
	警察官A (武道指導/剣道)	1 (5)	1 (4)	0 (4)	0 (4)	0 (0)	0 (0.0)	0 (0)
	警察官B (男性)	519 (590)	445 (502)	198 (216)	168 (186)	42 (47)	10.6 (10.7)	34 (35)
	警察官B (女性)	126 (143)	90 (97)	48 (33)	44 (27)	10 (9)	9.0 (10.8)	7 (8)
合 計	2268 (2,636)	1822 (2,168)	963 (1,044)	852 (927)	324 (346)	5.6 (6.3)	309 (281)	

(注) 1. ( ) 内は、平成25年度の実施状況である。

2. 受験倍率は  $\frac{\text{受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$  である。

ア 日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日(合格発表日)		試験会場	採用候補者名簿 確定年月日
			第1次試験	第2次試験 上段：筆記 下段：面接		
大卒程度	26. 5. 12	26. 5. 13 ～26. 6. 2	26. 6. 22 (26. 7. 7)	26. 7. 13 26. 7. 22 ～30 (26. 8. 12)	第1次 青森高校 明治大学リバテ ィタワー 第2次 筆記 保健大学 東京都 中小企業 振興公社 面接 青森県庁	26. 8. 7
大卒程度 (社会人枠)	26. 5. 12	26. 5. 13 ～26. 6. 2	26. 6. 22 (26. 7. 17)	26. 8. 24 (26. 9. 5)	第1次 自治研修所 明治大学リバテ ィタワー 第2次 青森県庁	26. 9. 4
短大卒程 度 高卒程度	26. 7. 18	26. 8. 11 ～26. 9. 5	26. 9. 28 (26. 10. 10)	26. 10. 19 26. 10. 27 ～29 (26. 11. 14)	第1次 青森工業高校 弘前高校 八戸工業高校 第2次 青森県庁	26. 11. 13
警察官A 試験	26. 5. 12	26. 5. 12 ～26. 6. 20	26. 7. 13 (26. 7. 18)	26. 8. 21 ～23 (26. 9. 10)	第1次 青森商業高校 弘前工業高校 八戸工業高校 第2次 警察学校	26. 9. 10
警察官B 試験	26. 7. 18	26. 7. 28 ～26. 9. 6	26. 9. 28 (26. 10. 3)	26. 11. 7 ～9 (26. 11. 28)	第1次 青森工業高校 弘前高校 八戸工業高校 第2次 警察学校	26. 11. 28

イ 受験資格及び試験の方法

試験の種類	受験資格 [26. 4. 1現在の年齢]	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	その他
大卒程度	次のいずれかに該当する者 ① 昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 [22歳以上29歳以下] ② 平成5年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [21歳以下]	1 教養試験(薬学・保健師を除く) 五枝択一式 40題 (2時間30分) 2 専門試験 【薬学・保健師】 論述式 6題 (1時間30分) 【行政・警察行政】 五枝択一式 30題 (1時間30分) 【上記以外】 五枝択一式 40題 (2時間)	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間30分) 2 適性検査 面接試験 〔グループワーク 個別面接〕	

試験の種類	受験資格 [26. 4. 1現在の年齢]	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	その他
大卒程度 (社会人枠)	昭和55年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者 [30歳以上34歳以下]	1 教養試験 (行政のみ) 五枝択一式 40題 (2時間30分) 2 専門試験 (行政以外) <b>【薬学・保健師】</b> 論述式 6題 (1時間30分) <b>【薬学・保健師以外】</b> 五枝択一式 40題 (2時間) 3 論文試験 1題 (1時間30分) 4 適性検査	1 面接試験 { グループワーク 個別面接 2 適性検査	
短大卒程度	昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 [20歳以上27歳以下]	1 教養試験 五枝択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 (栄養士・総合土木) 五枝択一式 40題 (2時間)	筆記試験 1 論(作)文試験 1題 「栄養士」は 1時間30分 「栄養士」以外は 1時間 2 適性検査 面接試験 { グループワーク 個別面接	
高卒程度	平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 [18歳以上21歳以下]			
警察官A試験	昭和57年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [32歳以下]	1 教養試験 五枝択一式 50題 警察官A試験 - 2時間30分 警察官B試験 - 2時間	1 論(作)文試験 1題 (1時間) 2 面接試験 { 集団面接 個別面接 3 適性検査 4 体力検査 持久力、瞬発力及び筋力 5 身体検査	
警察官B試験	昭和57年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 (警察官Aの受験資格を有する者を除く。) [18歳以上32歳以下]	2 実技試験 (警察官A(武道指導)) 3 適性検査		

ウ 実施状況

試験の種類	試験職種	採用予定人員	申込者(A)	第1次試験			第2次試験		申込倍率(A/C)	受験倍率(B/C)	計	採用者						
				受験者(B)	受験率(B/A)	合格者	受験者	合格者(C)				知事部局	病院局	警察本部	教育委員会	小中学校	各種委員会	
大卒程度	行政	55	443	379	85.6	165	157	56	7.9	6.8	48	42			6			
	警察行政	5	26	19	73.1	14	12	5	5.2	3.8	4			4				
	化学	1	10	6	60.0	5	5	1	10.0	6.0	1	1						
	薬学	6	6	6	100.0	6	6	6	1.0	1.0	5	1	4					
	福祉	7	51	46	90.2	21	20	7	7.3	6.6	7	7						
	保健師	4	7	7	100.0	5	5	4	1.8	1.8	3	3						
	農学	4	26	22	84.6	12	12	4	6.5	5.5	4	4						
	畜産	1	5	5	100.0	5	4	1	5.0	5.0	1	1						
	林業	3	9	8	88.9	6	6	3	3.0	2.7	2	2						
	水産	1	7	6	85.7	4	4	1	7.0	6.0	1	1						
	総合土木	17	19	16	84.2	11	10	10	1.9	1.6	10	10						
	建築	1	2	2	100.0	2	2	1	2.0	2.0	1	1						
警察科学(電気)	1	9	7	77.8	5	4	1	9.0	7.0	1			1					
計		106	620	529	85.3	261	247	100	6.2	5.3	88	73	4	5	6			
大卒程度(社会人枠)	行政	5	100	83	83.0	19	19	5	20.0	16.6	5	5						
	薬学	1	-	-	-	-	-	-	-	-								
	福祉	3	21	19	90.5	10	10	3	7.0	6.3	3	3						
	保健師	1	3	3	100.0	2	2	1	3.0	3.0	1	1						
	農学	1	4	4	100.0	3	3	1	4.0	4.0	1	1						
	林業	1	4	3	75.0	2	2	1	4.0	3.0	1	1						
	総合土木	3	6	5	83.3	4	3	3	2.0	1.7	3	3						
計		15	138	117	84.8	40	39	14	9.9	8.4	14	14						
短大程度	栄養士	4	41	35	85.4	12	11	4	10.3	8.8	4				1	3		
計		4	41	35	85.4	12	11	4	10.3	8.8	4				1	3		
高卒程度	一般事務	5	57	56	98.2	11	11	7	4.2	4.1	3	3						
	教育事務	35	125	120	96.0	72	70	36			31				11	20		
	警察事務	5	25	23	92.0	14	13	6			5			5				
	総合土木	3	6	6	100.0	5	5	4	1.5	1.5	2	2						
計		48	213	205	96.2	102	99	53	4.0	3.9	41	5		5	11	20		
警察官試験	警察官A(男性/平成26年10月採用)	30	127	90	70.9	73	65	26	4.9	3.5	25			25				
	警察官A(男性/平成27年4月採用)	47	353	234	66.3	173	141	59	6.0	4.0	45			45				
	警察官A(女性/平成26年10月採用)	3	20	11	55.0	9	8	5	4.0	2.2	5			5				
	警察官A(女性/平成27年4月採用)	9	108	63	58.3	45	28	13	8.3	4.8	7			7				
	警察官A(武道指導(柔道))	2	2	2	100.0	2	2	1	2.0	2.0	1			1				
	警察官A(武道指導(剣道))	2	1	1	100.0													
	警察官B(男性)	35	519	445	85.7	198	168	42	12.4	10.6	34			34				
	警察官B(女性)	6	126	90	71.4	48	44	10	12.6	9.0	7			7				
計		134	1,256	936	74.5	548	456	156	8.1	6.0	124			124				
合計		307	2,268	1,822	80.3	963	852	327	6.9	5.6	271	92	4	134	18	23		

(注) 1. 「教育委員会」欄には、教育委員会、県立学校及び学校以外の教育機関に係る人員を記載した。  
 2. 「小中学校」欄には、市町村立小・中学校に係る人員を記載した。  
 3. 初級試験の試験職種「一般事務」「教育事務」及び「警察事務」については、これらの試験職種の範囲内で第3志望まで選択させたものである。



エ 参考（学歴別、男女別の申込者数、受験者数及び合格者数調）

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
大 卒 程 度	行政	男	19	19	4	263	224	36	1	1		12	11					295	255	40
		女	7	6		130	109	15	6	6		5	3	1				148	124	16
		計	26	25	4	393	333	51	7	7		17	14	1				443	379	56
	警察行政	男	1	1		11	8	1										12	9	1
		女				13	9	3	1	1	1							14	10	4
		計	1	1		24	17	4	1	1	1							26	19	5
	化学	男	2	1		6	3	1										8	4	1
		女	1	1		1	1											2	2	
		計	3	2		7	4	1										10	6	1
	薬学	男				2	2	2										2	2	2
		女				4	4	4										4	4	4
		計				6	6	6										6	6	6
	福祉	男				18	15		1	1								19	16	
		女				30	28	7	2	2								32	30	7
		計				48	43	7	3	3								51	46	7
	保健師	男																		
		女				6	6	3	1	1	1							7	7	4
		計				6	6	3	1	1	1							7	7	4
	農学	男	2	2	1	17	16	2										19	18	3
		女				7	4	1										7	4	1
		計	2	2	1	24	20	3										26	22	4
畜産	男	1	1														1	1		
	女				4	4	1										4	4	1	
	計	1	1		4	4	1										5	5	1	
林業	男	2	1		5	5	1										7	6	1	
	女				2	2	2										2	2	2	
	計	2	1		7	7	3										9	8	3	
水産	男	3	3	1	4	3											7	6	1	
	女																			
	計	3	3	1	4	3											7	6	1	
総合土木	男	1	1	1	15	13	7	1	1	1	1						18	15	9	
	女				1	1	1										1	1	1	
	計	1	1	1	16	14	8	1	1	1	1						19	16	10	
建築	男				2	2	1										2	2	1	
	女																			
	計				2	2	1										2	2	1	
警察科学 (電気)	男	2	2		5	3	1										7	5	1	
	女				2	2											2	2		
	計	2	2		7	5	1										9	7	1	
計	男	33	31	7	348	294	52	3	3	1	13	11					397	339	60	
	女	8	7		200	170	37	10	10	2	5	3	1				223	190	40	
	計	41	38	7	548	464	89	13	13	3	18	14	1				620	529	100	

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
			大卒程度	行政	男	11	10	1	53	43	1	3	3		7	6				
		女	5	5	1	15	12	1	3	2	1	3	2					26	21	3
		計	16	15	2	68	55	2	6	5	1	10	8					100	83	5
	薬学	男																		
		女																		
		計																		
	福祉	男				9	7	1	1	1		1	1					11	9	1
		女				10	10	2										10	10	2
		計				19	17	3	1	1		1	1					21	19	3
	保健師	男																		
		女				3	3	1										3	3	1
		計				3	3	1										3	3	1
	農学	男				1	1		2	2	1							3	3	1
		女							1	1								1	1	
		計				1	1		3	3	1							4	4	1
	林業	男	1	1		3	2	1										4	3	1
		女																		
		計	1	1		3	2	1										4	3	1
	総合土木	男	3	3	1	2	1	1	1	1	1							6	5	3
		女																		
		計	3	3	1	2	1	1	1	1	1							6	5	3
	計	男	15	14	2	68	54	4	7	7	2	8	7					98	82	8
		女	5	5	1	28	25	4	4	3	1	3	2					40	35	6
		計	20	19	3	96	79	8	11	10	3	11	9					138	117	14
短大卒程度	栄養士	男				2	1		3	3								5	4	
		女				16	13	3	20	18	1							36	31	4
		計				18	14	3	23	21	1							41	35	4
	計	男				2	1		3	3								5	4	
		女				16	13	3	20	18	1							36	31	4
		計				18	14	3	23	21	1							41	35	4
高卒程度	一般事務	男							4	4	2	25	25	3				29	29	5
		女							8	8	1	20	19	1				28	27	2
		計							12	12	3	45	44	4				57	56	7
	教育事務	男							18	18	8	37	36	11				55	54	19
		女							12	11	3	58	55	14				70	66	17
		計							30	29	11	95	91	25				125	120	36
	警察事務	男							1	1		8	8	1				9	9	1
		女							3	2	1	13	12	4				16	14	5
		計							4	3	1	21	20	5				25	23	6
	総合土木	男										5	5	4				5	5	4
		女										1	1					1	1	
		計										6	6	4				6	6	4
	計	男							23	23	10	75	74	19				98	97	29
		女							23	21	5	92	87	19				115	108	24
		計							46	44	15	167	161	38				213	205	53

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
警察官試験	警察官A (男性/平成28年10月採用)	男	3	2	1	124	88	25									127	90	26	
	警察官A (男性/平成27年4月採用)	男	13	2	1	340	232	58									353	234	59	
	警察官A (女性/平成28年10月採用)	女	1	1		19	10	5									20	11	5	
	警察官A (女性/平成27年4月採用)	女				108	63	13									108	63	13	
	警察官A (快速特種(快速))	男				2	2	1									2	2	1	
		女																		
	警察官A (快速特種(快速))	男				1	1										1	1		
		女																		
	警察官B (男性)	男								90	74	2	428	371	40	1		519	445	42
	警察官B (女性)	女								25	16	1	101	74	9		126	90	10	
計		男	16	4	2	467	323	84	90	74	2	428	371	40	1		1,002	772	128	
		女	1	1		127	73	18	25	16	1	101	74	9			254	164	28	
		計	17	5	2	594	396	102	115	90	3	529	445	49	1		1,256	936	156	
合計		男	64	49	11	885	672	140	126	110	15	524	463	59	1		1,600	1,294	225	
		女	14	13	1	371	281	62	82	68	10	201	166	29			668	528	102	
		計	78	62	12	1,256	953	202	208	178	25	725	629	88	1		2,268	1,822	327	

(2) 昇任選考考査

警察官の階級警部以下への昇任については、昇任選考考査を行っており、平成26年度の実施状況は、次のとおりである。なお、昇任選考考査の実施については、警察本部長に委任している。

ア 日程等

昇任させる階級	考査の種類	選考考査実施日			合格発表日	考査会場	
		予備試験	第1次試験	第2次試験			
			受験者選抜	筆記面接試験			
警部	一般	26. 6. 20	26. 7. 1	26. 7. 24	26. 8. 4	予備 警察本部、警察学校、青森、八戸、弘前、五所川原、三沢、むつの各警察署 第1次 警察本部、警察学校、青森、八戸、弘前、十和田、むつの各警察署 第2次 警察本部、警察学校	
	選抜	実施しない	/		26. 12. 12	警察本部	
	選考		/		/		
警部補	一般	26. 4. 25	26. 5. 15	26. 6. 13	26. 6. 26	予備 警察学校、青森、八戸、弘前、五所川原、三沢、むつ、野辺地、五戸の各警察署、東北管区警察学校 第1次 警察学校、青森、八戸、弘前、五所川原、十和田、むつの各警察署、警視庁、東北管区警察学校 第2次 警察本部、警察学校	
	選抜	実施しない	/		26. 12. 12	警察本部	
	選考		27. 1. 8	27. 1. 14			
巡査長	一般	26. 4. 25	26. 5. 14	26. 6. 12	26. 6. 26	予備 警察学校、青森、八戸、弘前、五所川原、三沢、むつ、野辺地、五戸の各警察署、東北管区警察学校 第1次 警察学校、青森、八戸、弘前、十和田、むつ、五所川原の各警察署、東北管区警察学校、千葉県警察（空港警備隊） 第2次 警察本部、警察学校	
	選抜	/		/		/	
	選考	実施しない	27. 1. 8	/		27. 1. 14	警察本部

イ 実施状況

昇任 させる 階級	考査 の 種類	申込者 (選抜及び選考は、 所属長推薦者)	予備試験		第1次試験		第2次試験		筆記口述試験		競争率	昇任者
			受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者		
警部	一般	275 (20)	255	91	110 (20)	34 (5)	34 (5)	23 (3)	—————		12.0	23
	選抜	14	実施しない						—	—	2.3	6
	選考	14							0	0	0.0	0
警部補	一般	366 (34)	331	92	125 (34)	61 (24)	61 (24)	42 (18)	—————		8.7	42
	選抜	1	実施しない						—	—	1.0	1
	選考	20							7	7	2.9	7
巡査 部長	一般	526 (39)	486	110	149 (39)	79 (22)	79 (22)	63 (14)	—————		8.3	63
	選抜											
	選考	11							10	10	1.1	10

(注) 1. ( )内は、予備試験免除者で内数である。

2. 競争率は、 $\frac{\text{受験者（又は所属長推薦者）}}{\text{第2次試験合格者（又は筆記口述試験合格者）}}$  である。

3. 「一般」の競争率算出における受験者数は、予備試験受験者に予備試験免除者を加えたものである。

ウ 受験資格及び考査の方法

昇任 させる 階 級	考査の 種 類	受 考 資 格	考 査 の 方 法		
			予備試験	第1次試験	第2次試験
				(筆記面接試験)	
警 部	一 般	警部補として4年以上の在級年数を有する者	筆 記 試 験 五枝択一式 50問	筆記試験 7 科 目	面接試験 術科試験 実務能力試験
	選 抜	警部補として4年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選 考	警部補として10年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が55歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	筆記試験（1科目） 及び面接試験	
警部補	一 般	巡査部長として4年（大卒者は2年、短大卒者は3年）以上の在級年数を有する者	筆 記 試 験 五枝択一式 50問	筆記試験 6 科 目	面接試験 術科試験
	選 抜	巡査部長として4年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選 考	巡査部長として10年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が50歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	筆記試験（1科目） 及び面接試験	
巡 査 部 長	一 般	巡査として4年（大卒者は2年、短大卒者は3年）以上の在級年数を有する者	筆 記 試 験 五枝択一式 50問	筆記試験 6 科 目	面接試験 術科試験
	選 抜	巡査として4年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選 考	巡査として14年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が36歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	筆記試験（1科目） 及び面接試験	

## 2 選 考

競争試験によることが不相当であると認められる職への採用又は昇任は、選考によることができることとされており（地方公務員法第17条第3項ただし書）、本委員会は、法令に定める資格、免許及び本委員会が必要と認める経歴等の基準により選考を実施している。

### (1) 採 用 選 考

平成26年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりである。

#### ア 適用根拠規定（人事委員会規則6-15第33条第1項各号）別状況

規 定		部 局	知 事	病 院 局	教 育	警 察	各 種	計
		部 局	部 局	委員会	本 部	委員会		
第1号	役付の職		人	人	人 1	人 1	人	人 2
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職							
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認めるもの					4		4
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体、国又は公共企業体に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの		8			1		9
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの		4	2		24		30
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職		16	(1) 115		2		(1) 133
第7号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不相当であると人事委員会が認める職		(25) 2		1			(25) 3
	計		(25) 30	(1) 117	2	32		(26) 181

(注) 1. 発令日が26. 4. 1~27. 3.31の採用者である。

2. ( ) 内は、無給併任職員で外数である。

イ 適用給料表別職層状況

適用 給料表	職 名(職)	人 員	左 の 部 局 別 人 員					
			知 事 部 局	病 院 局	教育委員会	警 察 本 部	各 種 委 員 会	
行 政 職	部 長 級	2	2					
	次 長 級	1	1					
	課 長 級	1						
	副 参 事 級	1				1		
	総 括 主 幹 級	3	2			1		
	主 幹 級	2	2					
	主 査 級	1	1					
主 事 級	11	7		1	1	2		
	計	21	15	1	2	3		
警 察 職	警 視	3				3		
	警 部	11				11		
	警 補	5				5		
	巡 査 部 長 査	5				5		
	巡 査	5				5		
	計	29				29		
医 療 職 (一)	部 長 級	1		1				
	次 長 級	5		5				
	副 参 事 級	1	1					
	総 括 主 幹 級	10	1	9				
	医 師	49	3	46				
	計	66	5	61				
医 療 職 (二)	技 師 (獣医師等)	17	9	8				
	計	17	9	8				
医 療 職 (三)	技 師 (看護師等)	47		47				
	計	47		47				
研 究 職	主 事 級	1	1					
	計	1	1					
合 計		181	30	117	2	32		



## (2) 選 考 試 験

採用職種を一般事務等とする身体障害者を対象とした職員の採用選考については、競争試験に準じた手続により、本委員会が選考試験を実施しており、平成26年度の状況は、次のとおりである。

### ア 日程等

試 験	公 告 日	申込受付期間	試験日（合格発表日）		試 験 会 場
			第1次試験	第2次試験	
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	26. 9. 12	26. 9. 16 ～10. 6	26. 11. 9 (26. 11. 21)	26. 11. 30 (26. 12. 8)	第1次：青森県総合社会 教育センター 第2次：青森県庁

### イ 実施状況

試 験	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人員
		受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者		
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	8	7	6	6	3	2.3	3

(注) 受験倍率は、 $\frac{\text{受 験 者 数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$  である。

### ウ 受験資格及び試験の方法

試 験	受 験 資 格	試 験 の 方 法	
		第1次試験	第2次試験
身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、自力で通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能で、身体障害者手帳の交付を受けており、活字印刷文又は点字による出題に対応できる者	1 教養試験 五枝択一式 40題 (2時間)  2 適性検査	1 作文試験 1題(1時間)  2 面接試験 個別面接

### (3) 昇任選考

平成26年度に本委員会で実施した昇任選考の状況は、次のとおりである。

昇任した職 又は階級	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	各種委員会等	合計
部長級へ	7		2		1	10
次長級へ	17	1	1			19
警視へ	—	—	—	17	—	17
合計	24	1	3	17	1	46

(注) 1. 発令日が26. 4. 1～27. 3. 31の昇任者である。

2. 総括課長級以下の職及び警部以下の階級への昇任については、選考の権限を任命権者に委任している。

3. 各種委員会等には、議会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、人事委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局に係る人員を記載した。

## 第4 給 与

### 1 平成26年 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成26年10月14日）

#### (1) 報告のむすび

##### 1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

##### 2 本年の給与の改定

###### (1) 月例給

###### ア 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を1,209円（0.33%）下回っている状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を1,090円（0.27%）下回っていることから、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いた俸給表の引上げを勧告したことや、他の都道府県における動向等を踏まえれば、職員の給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

###### イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、人事院が医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し引上げを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

###### (2) 期末手当・勤勉手当

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（3.85月）は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合（3.95月）を0.1月分下回っていることを踏まえれば、民間の特別給の支給割合に見合うよう、期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数を0.1月分引き上げることが適当である。

支給月数の引上げ分については、人事院が民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与制度への見直しを進めるため、勤勉手当に配分することとしたことや、

他の都道府県の動向等を踏まえると、引上げ分を勤勉手当に配分し、本年度については12月期を引き上げ、平成27年度以降については6月期及び12月期が均等になるよう配分することとする。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

### 3 給与構造改革における経過措置額の廃止

本県職員の給与制度については、国家公務員の制度を基本として措置してきている。給与構造改革における経過措置額（現給保障額）については、昨年 の給与等に関する報告のなかで、国において平成26年4月1日に全額廃止すること、他の都道府県の状況を踏まえると廃止することが適当である旨を報告したところであり、その後の諸情勢を勘案し、平成27年4月1日から段階的に廃止することとする。

なお、廃止に当たっては、国や他の都道府県の措置状況を踏まえ、また、本県の経過措置適用者の状況を考慮し、平成27年度は人事院が平成23年に勧告した内容を基本に緩和措置を設け、平成28年4月1日に全額廃止することが適当と考える。

### 4 給与制度の総合的見直し

本年、人事院は地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分の観点から、俸給表の構造や諸手当等の配分を見直す給与制度の総合的見直しの実施について勧告したところである。本県ではこれまで職員の給与制度は国家公務員の制度を基本に措置してきており、他の都道府県においても給与制度の改正という観点から、人事院が勧告した給与制度の総合的見直しに沿った内容の勧告を行う方向にあることから、本県においても人事院勧告の内容に沿って給与制度の総合的見直しを実施することが適当と考える。

具体的には、給料表については人事院勧告の内容に準じて改定することを基本とし、人事院が俸給表における最高号俸の在職実態等を考慮して、40歳台や50歳台前半層の職員に対して勤務成績に応じた昇給機会を確保するよう一定の号俸増設を行った考え方を踏まえ、本県職員の在職者状況を勘案して号給を増設する。

また、地域手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当についても給与制度の総合的見直しの一環として人事院勧告の内容に準じて改定することとする。

なお、給料表の見直しに伴い、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料表に定める給料月額に達しない職員に対しては、本県の在職者の状況等を勘案し、同年4月1日から平成31年3月31日までの4年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給する。

これらの改定は、平成27年4月1日から実施することが適当である。

### 5 再任用職員の給与等

人事院は、年金支給開始年齢の引上げによる再任用希望者の増加に伴い、転居を伴う異動をする職員の増加が避けられない状況が生じており、定年前の単身赴任者との均衡を考慮し

て、再任用職員についても単身赴任手当の支給対象とする勧告をしたところであるが、本県においても、今後、国と同様に単身赴任手当を支給する必要性が高まると見込まれることから、人事院勧告に準じて再任用職員についても単身赴任手当の支給対象とすることが適当である。

あわせて、単身赴任手当を支給されることとなる再任用職員のうち自ら居住する住宅の家賃を負担する職員については、公務の要請により単身赴任し住居費が増嵩することを考慮して、住居手当についても支給対象とすることとする。

これらの諸手当に係る措置は、平成27年4月1日から実施する。

なお、再任用職員の給与水準については、人事院は民間企業の再雇用者の動向等を引き続き注視するとともに、今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、諸手当の取扱いを含めて再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととしているが、本県においても定年退職者を取り巻く状況は国と同様の傾向にあり、また、再任用職員は再任用短時間勤務職員を含め定年前の職員と同様の本格的な業務に従事する者であることを踏まえ、国家公務員の取扱いや他の都道府県の動向等も注視しながら、給与の在り方について必要な検討を行っていくこととする。

臨時・非常勤職員の任用、給与等については、地方公務員法等の規定に従って各任命権者において運用されているところであるが、制度の趣旨を踏まえ、勤務の内容に応じた任用や勤務条件が確保されるよう留意する必要がある。

## 6 勤務実績の給与への反映

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成26年5月14日に公布され、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ること等を内容とする改正地方公務員法が公布の日から起算して2年を超えない範囲内の日から施行されることから、任命権者においては、人事評価を任用、給与等の人事管理の基礎として活用することが法的に求められることとなる。

また、職員の能力や意欲を高め、公務の能率的運営を図っていくためには、人事評価により日頃の業務を通じて発揮された職員の能力や業績を公正に評価し、その結果を職員の給与等の処遇や能力開発に適切に活用することが求められている。

このような状況から、昇給や勤勉手当といった給与への勤務実績の反映については、任命権者ごとに、順次実施されてきているところではあるが、職員の能力及び業績を給与へ適正に反映するための取組をより速やかに進めることが一層重要となっている。

## 7 時間外勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

時間外勤務の縮減及び年次休暇の計画的・連続的な取得については、職員の健康、仕事と生活の調和、福祉の維持増進及び公務能率の向上の観点から重要な課題である。

任命権者においては、業務の改善・効率化等を推進するとともに、各所属においては、管理職員が率先して年次休暇を取得しやすい環境となるよう積極的に努める等、なお一層時間外勤務の縮減及び年次休暇の取得促進を図ることにより、職員が仕事と生活を両立させ、質の高い行政サービスの提供や生活の充実が図られるよう今後とも継続的に取組を行っていく

必要がある。

## 8 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられ、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保することを目的とするものである。人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立ち、勧告を行うことにより、職員の適正な処遇が確保されるとともに、人材の確保や労使関係の安定を通じて能率的な行政運営の維持に寄与しており、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## (2) 勧告

### I 本年の給与の改定

#### 1 職員の給与に関する条例の改正

##### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1（※添付省略）のとおり改定すること。

##### (2) 諸手当

###### ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を412,200円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,300円とすること。

###### イ 勤勉手当について

(ア) 平成26年12月期の支給割合

###### a b以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.775月分（再任用職員にあっては、0.375月分）とすること。

###### b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を0.975月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

(イ) 平成27年6月期以降の支給割合

###### a b以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（再任用職員にあっては、0.35月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、0.45月分）とすること。

ウ 単身赴任手当について

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

エ 住居手当について

単身赴任手当を支給される再任用職員に対して自ら居住するための住宅に係る住居手当を支給すること。

## 2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2（※添付省略）のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

イ 平成27年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.425月分及び1.525月分とすること。

## 3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3（※添付省略）のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

イ 平成27年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.425月分及び1.525月分とすること。

## II 給与構造改革における経過措置額の廃止

### ○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年3月青森県条例第9号）の改正

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年3月青森県条例第9号）附則第9項の規定による給料の額については、平成27年4月1日以降、その半額を減じた額を支給することを基本とし、平成28年4月1日以後、同項の規定による給料は支給しないこととすること。

## III 給与制度の総合的見直し

### 1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

Iの1の(1)による改定後の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第4（※添付省略）のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 地域手当について

(ア) 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- a 1級地 100分の20
- b 2級地 100分の16
- c 3級地 100分の15
- d 4級地 100分の12
- e 5級地 100分の10
- f 6級地 100分の6
- g 7級地 100分の3

(イ) 医師及び歯科医師に係る特例

地域手当の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。

イ 単身赴任手当について

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

ウ 管理職員特別勤務手当について

(ア) 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年7月青森県条例第16号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

Iの2の(1)による改定後の給料表を別記第5（※添付省略）のとおり改定すること。

3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

Iの3の(1)による改定後の給料表を別記第6（※添付省略）のとおり改定すること。

IV 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、I



の1の(2)のイの(イ)、ウ及びエ、2の(2)のイ並びに3の(2)のイ、Ⅱ、Ⅲ並びにⅣの2の(1)、(2)並びに(3)については平成27年4月1日から実施すること。

## 2 経過措置等

### (1) 平成31年3月31日までの間における差額の支給

ア Ⅲによる改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

イ 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（アの職員を除く。）について、アによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、アに準じて、給料を支給すること。

ウ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮してア又はイによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、ア又はイに準じて、給料を支給すること。

### (2) 給与構造改革における経過措置と給与制度の総合的見直しにおける経過措置の関係

Ⅱによる額と(1)による額を比較して、いずれか高い額を支給すること。

### (3) 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、Ⅲの1の(2)のアの(ア)中「次に定める割合」とあるのは「次に定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とし、Ⅲの1の(2)のアの(イ)中「100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

### (4) その他所要の措置

(1)から(3)までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

## 2 職員の給与制度の動き

職員に支給される給料及び諸手当に係る規則のうち、平成26年度に制定又は改正されたものは、次のとおりである。

<制定>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則7-203 (平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料)	H27.4.1	給料の切替えに伴う経過措置に関し、必要な事項を定めるため、規則を制定した。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則7-0 (給料等の支給)	H26.7.7	配偶者同行休業制度が新設されることに伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行った。
人事委員会規則7-10 (学校職員の特殊勤務手当)	H27.4.1	義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しに伴い、手当額を改正した。
人事委員会規則7-27 (警察職員の特殊勤務手当)	H27.4.1	警察勤務管理システムの導入に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則7-39 (初任給、昇格、昇給等の基準)	H26.12.15	給料表が改定されることに伴い、昇格時号給対応表の改正を行った。
	H27.4.1	給料表が改定されることに伴い、昇格時号給対応表の改正を行った。
人事委員会規則7-44 (通勤手当)	H26.7.7	配偶者同行休業制度が新設されることに伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行った。
人事委員会規則7-51 (へき地手当等)	H27.4.1	中学校の統廃合等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則7-62 (初任給調整手当)	H26.12.15 (H26.4.1適用)	初任給調整手当の支給限度額が改められることに伴い、各区分毎に定める手当額の改定を行った。
	H27.4.1	地域手当の級地区分が改められることに伴い、支給職について所要の改正を行った。
人事委員会規則7-67 (管理職手当)	H27.4.1	青森県行政組織規則の改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則7-80 (期末手当及び勤勉手当)	H26.7.7	配偶者同行休業制度が新設されることに伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行った。
	H26.12.15 (H26.4.1適用)	勤勉手当の支給割合が改められることに伴い、成績率の改定を行った。
	H27.4.1	勤勉手当の支給割合が改められること等に伴い、成績率等の改定を行った。

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-85 (寒冷地手当)	H26.7.7	配偶者同行休業制度が新設されることに伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-95 (地域手当)	H27.4.1	級地区分及び支給割合が改められることに伴い、支給地域等について所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-111 (特勤勤務手当等)	H27.4.1	特勤公署の廃止に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-159 (単身赴任手当)	H27.4.1	単身赴任手当の加算限度額及び支給対象職員の範囲が改められること等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-162 (管理職員特別勤務手当)	H27.4.1	拡大される支給事由に係る手当額を定めた。
人事委員会規則 7-191 (平成18年改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料)	H27.4.1	平成18年経過措置額が改められることに伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-192 (退職手当の支給等)	H26.7.7	配偶者同行休業制度が新設されることに伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行った。

## 第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、平成26年度に制定又は改正されたものは、次のとおりである。

### <制定>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則13-13 (職員の配偶者同行休業)	H26.7.7	配偶者同行休業制度が新設されることに伴い、必要な事項を定めるため、規則を制定した。

### <改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則13-9 (職員の育児休業等に関する規則)	H26.7.7	配偶者同行休業制度が新設されることに伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行った。

## 第 6 審 査

### 1 不利益処分不服申立ての審査

平成26年度においては、新たな不服申立てはなく、前年度から繰り越した12件について処理を行い、年度末における係属事案は、0件となっている。

不服申立て事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	事案名	申立年月日 (申立人数)	処 分 理 由	審理方式	処理年月日	処理結果
委託	分限免職処分 取消請求事案	24. 5. 28 (11)	職制の改廃及び職員定数の削減	口頭審理	26. 6. 12	取下げ
県	懲戒免職処分 取消請求事案	26. 3. 10 (1)	わいせつ行為	書面審理	27. 3. 25	棄却

### 2 勤務条件に関する措置要求の審査

平成26年度においては、新たな措置要求が1件あり、その処理状況は、次のとおりである。

区分	事案名	要求年月日	要 求 理 由	処理年月日	処理結果	備考
県	教職員時間外 ・休日勤務記録の改善要求等事案	26. 11. 21	多忙な教職員自身によるのではなく、ICカード等による客観的かつ簡便な方法による勤務時間管理が必要である。また、土曜講座や模擬試験の監督について勤務時間として扱う必要がある。		継 続	

### 3 公務災害補償に関する審査

平成26年度においては、新たな審査請求はなく、また、係属している事案もない。

### 4 職員の苦情の処理

平成26年度においては、11件の苦情相談があった。

その内訳は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与関係	勤務条件 関係	服務関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	いじめ・ セクハラ	計
県	3	1					1	5
委託	2		1	2			1	6

### 5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見

平成26年度においては、意見聴取の申出はなく、また、係属している事案もない。

## 第7 労働基準監督機関の職権行使

### 1 労働基準法別表第一の号別区分

平成26年度において、事業所等の新設、廃止等により労働基準法別表第一の号別区分（人事委員会告示11第2号）に追加し、又はこれから削除した事業所等は、次のとおりである。

区分	事業所又は事務所の名称	号別区分	事業所等の設置 又は廃止年月日	告示改正年月日
事業所等の新設により新たに号別区分に追加したもの	各食肉衛生検査所（同三沢支所を含む。）	13号	H26. 4. 1	H26. 4. 2
	各療育福祉センター			
事業所等の廃止により号別区分から削除したもの	各食肉衛生検査所（同三戸支所を含む。）			
	各医療療育センター			

### 2 事業所調査

労働基準監督機関としての職権行使の一環として、職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、次のとおり事業所調査を実施した。

- (1) 調査実施期間 平成26年10月～12月
  - (2) 調査対象事業所数 8事業所（知事部局3、教育委員会3、警察本部2）  
（12号事業所4、官公署4）
  - (3) 調査項目 勤務時間・休憩時間・時間外勤務・宿日直勤務・母性保護等・安全衛生管理体制・健康管理・機械の管理状況・衛生基準
  - (4) 調査結果
    - ア 労働基準法関係
      - ・36協定の届出の遅延 [1]
    - イ 労働安全衛生法関係
      - ・衛生管理者選任報告の不提出 [1]
      - ・衛生推進者の氏名の不掲示 [1]
      - ・作業環境測定等の不実施 [1]
      - ・休養室の不設置 [1]
- ※ [ ] 内の数字は、問題点が見受けられた事業所数である。

### 3 その他の職権行使の状況

平成26年度において、既述のほかに労働基準監督機関としての職権を行使したものは、次のとおりである。

#### (1) 労働基準法関係

内 容		件 数	事業所数	根 拠 法 令
解雇予告除外認定		1	1	労働基準法第20条
非常災害等の理由による 労働時間延長届		0	0	〃 第33条
時間外労働・休日労働に 関する協定届	新 規	100	100	〃 第36条
	更 新	6	6	
断続的な宿直又は日直勤務許可		1	1	〃 第41条



(2) 労働安全衛生法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
衛生管理者選任報告	38	36	労働安全衛生規則第7条
産業医選任報告	6	6	〃 第13条
定期健康診断結果報告	75	65	〃 第52条
機械等設置届	1	1	〃 第88条
労働者死傷病報告	9	7	〃 第97条
ボイラー設置届	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査	0	0	〃 第14条
ボイラー使用再開検査	0	0	〃 第46条
第一種圧力容器設置届	0	0	〃 第56条
第一種圧力容器落成検査	0	0	〃 第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	〃 第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	〃 第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	60	29	〃 第30条の3
特定化学物質健康診断結果報告	8	3	特定化学物質障害予防規則第41条
高気圧業務健康診断結果報告	2	1	高気圧作業安全衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	2	1	電離放射線障害防止規則第58条

## 第8 職員団体等

### 1 職員団体の登録

平成26年度においては、登録及び解散はなく、当委員会の登録を受けている職員団体は、46団体であった。また、青森県職員組合ほか41団体から登録事項の変更の届出があり、これを変更登録した。

平成26年度における変更登録等の状況及び平成26年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

#### (1) 平成26年度における変更登録の状況

区 分	登録団体数	変 更 登 録 団 体 数	変更登録取消 団 体 数	変更登録事項 (件数)		
				規 約	役員の名等	計
県 関 係	8	8	0	0	8	8
委託関係	38	34	1	9	49	58
計	46	42	1	9	57	66

#### (2) 平成26年度末における登録職員団体の状況

##### ア 県 関 係 (8団体)

区 分	団 体 名	登 録 日 年 月 日	代 表 者 名	主たる 事務所の 所在地	法人 格の有無	平成26年度に行った変更登録等事項 (登録等年月日)
県職員	青森県職員組合	S26. 5. 12	間山 縫子	青 森 市	有	役員の名等 (H26. 5. 1)
教職員	青森県高等学校・ 障害児学校 教職員組合	S28. 1. 30	田村 儀則	〃	〃	〃 (H26. 4. 25)
〃	青 森 県 教 職 員 組 合	S28. 4. 15	工藤 雅司	〃	〃	〃 (H26. 4. 16)
〃	青森県北地方 教職員組合	S41. 9. 29	鍋田 千秋	五所川原市	無	〃 (H26. 4. 11)
〃	下北教職員組合	S47. 7. 20	丹藤 博文	むつ市	有	〃 (H26. 7. 3)
〃	青森県上北地方 教職員組合	S50. 10. 28	蛭名 俊彦	十和田市	無	〃 (H26. 4. 11)
〃	日教組青森県 教職員組合	H2. 1. 24	丹代 臣治	五所川原市	有	〃 (H26. 4. 18)
〃	青森県学校 事務労働組合	H2. 3. 20	土谷 均	弘前市	〃	〃 (H26. 4. 18)

イ 委 託 関 係 ( 3 8 団 体 )

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	平成26年度に行った変更登録等事項 (登録等年月日)
市町村 職 員	青 森 市 役 所 職 員 組 合	S41. 9. 29	佐藤 良浩	青 森 市	有	役員の氏名等 (H26. 4. 8)
〃	弘前市職員組合	〃	石田 丈	弘 前 市	〃	〃 (H26. 4. 14) 〃 (H26. 11. 11)
〃	つ がる 市 職 員 組 合	〃	葛西 正美	つ がる 市	〃	〃 (H26. 12. 25)
〃	自 治 労 東 北 町 職 員 組 合	〃	野田 武儀	上 北 郡 東 北 町	〃	〃 (H26. 4. 21) 〃 (H26. 9. 30)
〃	東北町職員組合	S42. 5. 30	大野 昌彦	〃	〃	〃 (H26. 8. 11)
〃	田 舎 館 村 職 員 組 合	S42. 9. 4	鈴木 貴	南津軽郡 田舎館村	〃	〃 (H26. 7. 7)
〃	鱒 ヶ 沢 町 職 員 組 合	S42. 9. 8	伊藤 博徳	西津軽郡 鱒ヶ沢町	〃	〃 (H26. 4. 16) 〃 (H27. 3. 23)
〃	むつ市職員組合	S42. 10. 16	橋立 宣幸	む つ 市	〃	規 約 (H26. 11. 5) 役員の氏名等 (H26. 10. 22)
〃	横浜町職員組合	S42. 11. 2	杉山 敬雄	上 北 郡 横 浜 町	〃	規 約 (H26. 12. 3) 役員の氏名等 (H26. 4. 21) 〃 (H27. 1. 13)
〃	深浦町職員組合	H42. 12. 2	黒滝 秀晴	西津軽郡 深 浦 町	〃	〃 (H26. 4. 14)
〃	三沢市職員組合	S43. 6. 24	吉田喜実夫	三 沢 市	〃	
〃	黒石市職員組合	S44. 9. 18	猪股 裕一	黒 石 市	〃	役員の氏名等 (H26. 4. 11) 〃 (H26. 4. 14) 〃 (H26. 10. 10)
〃	平 川 市 職 員 労 働 組 合	S45. 10. 20	田中 洋行	平 川 市	〃	規 約 (H26. 8. 28) 役員の氏名等 (H26. 8. 28)
〃	大間町職員組合	S46. 9. 2	細川 大広	下 北 郡 大 間 町	〃	
〃	鶴田町職員組合	S48. 10. 15	當麻 和信	北津軽郡 鶴 田 町	〃	役員の氏名等 (H26. 11. 20)
〃	十 和 田 市 職 員 組 合	S51. 1. 14	中屋敷徳浩	十和田市	〃	規約 (変更登録の取消し) (H26. 8. 11) 規 約 (H26. 8. 11) 役員の氏名等 (H26. 8. 11) 〃 (H26. 11. 19)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事務所の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	平成26年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
市町村 職 員	野 辺 地 町 職 員 組 合	S54. 5. 25	安村 英彦	上 北 郡 野辺地町	有	役員の氏名等 (H26. 4. 8) " (H26. 7. 7)
"	八戸市職員組合	S57. 1. 11	久保 将	八 戸 市	"	
"	蓬田村職員組合	S57. 10. 13	八戸 慎幸	東津軽郡 蓬 田 村	"	役員の氏名等 (H26. 4. 11) " (H26. 11. 25)
"	風 間 浦 村 職 員 組 合	S59. 1. 24	木下 弘美	下 北 郡 風間浦村	"	" (H27. 1. 13)
"	外ヶ浜町 職 員 組 合	S61. 1. 24	最上 祐司	東津軽郡 外ヶ浜町	"	" (H26. 12. 11)
"	田子町職員組合	S62. 1. 23	青木 憲子	三 戸 郡 田 子 町	"	" (H27. 2. 3)
"	五所川原市 職 員 組 合	H 8. 6. 19	丁子谷 充	五所川原市	"	規 約 (H27. 2. 3)
"	おいらせ町 職 員 組 合	H10. 3. 26	久保田優治	上 北 郡 おいらせ町	"	役員の氏名等 (H26. 4. 21) " (H27. 1. 19) " (H27. 2. 19)
"	六戸町職員組合	H10. 7. 13	田中 洋	上 北 郡 六 戸 町	"	" (H26. 8. 11)
"	平内町職員組合	H10. 8. 27	門脇 淳	東津軽郡 平 内 町	"	" (H26. 4. 8) " (H26. 8. 1)
"	五所川原市役所 職 員 労 働 組 合	H11. 7. 26	神 康 人	五所川原市	無	" (H26. 5. 15)
"	下北地域広域 行政事務組合 職 員 組 合	H14. 1. 23	藤元 健司	む つ 市	"	
"	今別町職員組合	H15. 2. 12	平山 寛哉	東津軽郡 今 別 町	有	役員の氏名等 (H27. 1. 20) " (H27. 2. 23)
"	階上町職員組合	H15. 11. 27	大谷地勝年	三 戸 郡 階 上 町	"	" (H26. 4. 11)
"	西北五環境 整備事務組合 職 員 労 働 組 合	H17. 3. 24	山中 孝弘	五所川原市	無	" (H26. 6. 19)
"	一部事務組合 下北医療センター 職 員 組 合	H17. 11. 29	山本由香里	む つ 市	"	" (H26. 10. 30)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事務所の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	平成26年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
市町村 職 員	藤崎町職員組合	H18. 1. 19	佐々木 渉	南津軽郡 藤 崎 町	有	役員の名等 (H26. 9. 5)
”	中 泊 町 職員労働組合	H21. 11. 20	白 川 隼	北津軽郡 中 泊 町	無	” (H26. 4. 18) ” (H26. 11. 13)
”	東通村職員組合	H23. 8. 17	南川 国弘	む つ 市	”	規 約 (H27. 2. 13) 役員の名等 (H26. 5. 7) ” (H26. 7. 7)
”	大鰯町職員組合	H24. 6. 14	森山雄一朗	南津軽郡 大 鰯 町	”	” (H26. 5. 1)
”	中部上北広域事 業組合職員組合	H24. 8. 17	相坂 隆之	上 北 郡 七 戸 町	”	規 約 (H26. 6. 30) 役員の名等 (H26. 7. 3)
”	上北地方教育・ 福祉事務組合 職 員 組 合	H24. 8. 17	枋木 信彦	上 北 郡 七 戸 町	”	規 約 (H26. 6. 30) 役員の名等 (H26. 7. 3) ” (H26. 7. 8)

## 2 管理職員等の範囲の指定

平成26年度においては、規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回、規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回改正した。

これらの改正により、新たに指定された職及び廃止された職は、次のとおりである。

### (1) 県 関 係

機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
本 庁	知 事 部 局	行政経営管理課のグループマネージャー（行政改革に関する事務又は青森県庁舎管理規則に関する事務を担当するもの）、総括主幹、主幹、主査及び守衛長（青森県庁舎管理規則に関する事務を担当する者）	行政改革・危機管理監、財産管理課のグループマネージャー、総括主幹、主幹、主査、守衛長（青森県庁舎管理規則に関する事務を担当するもの）、行政経営推進室の副参事	26. 5. 19
	教 育 庁	室長（課に置く室に置くものを除く。）		
	人事委員会事務局		主幹（庶務事務を主として担当するもの）	
出先機関	食肉衛生検査所	支所長		
	あすなろ療育福祉センター	所長	所長、次長	
	さわらび療育福祉センター	所長	所長、次長	

(2) 委 託 関 係

団 体 名	機 関	新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
青 森 市	本 庁	市長部局	主幹（法規担当）	主査（給与担当）
	出先機関	支所		支所長
		計量検査所		所長
		道路補修事務所		所長
		学校給食共同調理場		場長
弘 前 市	本 庁	市長部局	法務指導監、主幹（秘書担当）、総括主査（法規担当）、主査（事務管理、法規、勤務条件担当）	主幹（法規、予算担当）、総括主査（秘書、事務管理担当）
		教育委員会事務局	室長、総括主査（人事担当）	室長（課に置く室に置くものを除く。）
	出先機関	出張所		所長
		病院		院長、副院長、医療局長、科長、室長（課に置く室に置くものを除く。）、薬剤長、総看護師長、副総看護師長、事務局長、課長
	八 戸 市	本 庁	市長部局	屋内スケート場建設推進室副室長、主幹（勤務条件担当）
教育委員会事務局			主査（人事担当）	副理事、主幹（人事担当）
出先機関		農業経営振興センター	所長	場長
		水産事務所	副所長	課長
		是川縄文館		館長
		博物館		館長
		給食センター	所長（北地区給食センター及び西地区給食センターに置くものに限る。）	所長（南郷地区給食センターに置くものを除く。）

H26. 7. 7

団体名	機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
黒石市	本 庁	市長部局	文書係長	理事、課長補佐（法規担当）	H26. 7. 7
五所川原市	本 庁	市長部局		参事	
		教育委員会事務局		参事	
十和田市	本 庁	市長部局	行政改革推進係長		
三 沢 市	本 庁	市長部局	政策調整課推進係長	理事、行政経営係長	
		教育委員会事務局		理事	
む つ 市	本 庁	市長部局	主任主査（法規、人事担当）	主査（法規、人事担当）	
	出先機関	公民館		館長	
つがる市	本 庁	市長部局	室長	室長（課に置く室に置くものを除く。）	
		教育委員会事務局		教育推進監	
	出先機関	ぎんなん荘		所長	
平内町	本 庁	町長部局	総務課課長補佐（人事担当）	総務課副指導監（人事担当）	
外ヶ浜町	出先機関	病院	総看護師長		
鱒ヶ沢町	本 庁	町長部局	総務課副参事（人事担当）	総務課副参事	
西目屋村	本 庁	村長部局		室長	
野辺地町	本 庁	町長部局	総務課調整監（人事担当）	総務課課長補佐（人事担当）	
七戸町	本 庁	教育委員会事務局	室長		
東北町	出先機関	支所		支所長	
六ヶ所村	出先機関	支所		支所長	
おいらせ町	本 庁	町長部局		総務課副参事	
大間町	本 庁	町長部局	総務課副参事（人事担当）	総務課課長補佐（人事担当）	
	出先機関	保育園		園長	
東通村	本 庁	教育委員会事務局	教育次長、課長	事務局長、室長	
風間浦村	出先機関	保育所		所長	



団体名	機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
佐井村	本 庁	教育委員会 事務局		教育次長	H26. 7. 7
三戸町	本 庁	教育委員会 事務局		教育次長	
	出先機関	保育所		所長	
南部町	本 庁	町長部局	企画財政課課長補佐 (予算担当)	財政課課長補佐 (予算 担当)	
一部事務組 合下北医療 センター	事業本部事務局			理事	
	むつ総合病院			事務局次長	
中部上北広 域事業組合	教育委員会事務局			給食センター所長	
下北地域 広域行政 事務組合				総務課総括主幹 (人 事、職員団体担当)	
三戸地区 塵芥処理 事務組合			塵芥処理施策推進監		

## 第9 公平委員会事務の受託

平成26年度においては、新たに公平委員会の事務を受託した団体はなく、当委員会が公平委員会の事務を受託している団体は、10市30町村26一部事務組合3広域連合の計69団体となっている。

### 1 市町村関係

委託市町村名	委託年月日	委託市町村名	委託年月日	委託市町村名	委託年月日
青森市	H17. 7. 1	鱒ヶ沢町	S50. 4. 1	六ヶ所村	S31. 4. 10
弘前市	H18. 4. 1	深浦町	H17. 7. 1	おいらせ町	H18. 4. 1
八戸市	S30. 10. 25	西目屋村	S32. 4. 4	大間町	S37. 4. 1
黒石市	S30. 4. 1	藤崎町	H17. 7. 1	東通村	H 9. 4. 1
五所川原市	H17. 7. 1	大鰐町	S30. 4. 1	風間浦村	S39. 7. 15
十和田市	H17. 4. 1	田舎館村	S31. 4. 10	佐井村	H 7. 4. 1
三沢市	S32. 4. 4	板柳町	S30. 10. 25	三戸町	S31. 4. 10
むつ市	H 3. 12. 26	鶴田町	S30. 10. 25	五戸町	S30. 10. 25
つがる市	H17. 4. 1	中泊町	H17. 7. 1	田子町	S31. 4. 10
平川市	H18. 4. 1	野辺地町	S30. 10. 25	南部町	H18. 4. 1
平内町	S41. 1. 1	七戸町	H17. 7. 1	階上町	S29. 1. 5
今別町	S30. 10. 25	六戸町	S30. 4. 1	新郷村	S31. 9. 5
蓬田村	S30. 10. 25	横浜町	S35. 4. 9		
外ヶ浜町	H17. 7. 1	東北町	H17. 7. 1		

## 2 一部事務組合関係

委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日
青森県市町村職員退職手当組合	S37.10.15	西北五環境整備事務組合	S47.8.1	青森県交通災害共済組合	H3.4.1
青森県市町村総合事務組合	S37.10.15	中部上北広域事業組合	S47.11.1	西北五広域福祉事務組合	H3.4.1
弘前地区環境整備事務組合	S38.7.1	下北地域広域行政事務組合	S48.8.1	青森地域広域事務組合	H3.8.1
十和田地区環境整備事務組合	S39.1.1	青森地域広域消防事務組合	S48.8.1	北部上北広域事務組合	H8.8.1
十和田地区食肉処理事務組合	S45.1.1	上北地方教育・福祉事務組合	S49.11.1	三戸地区塵芥処理事務組合	H9.1.1
西海岸衛生処理組合	S46.11.1	鱒ヶ沢地区消防事務組合	S50.4.1	三戸地区環境整備事務組合	H9.1.1
一部事務組合下北医療センター	S46.11.1	十和田地域広域事務組合	S51.4.1		
弘前地区消防事務組合	S47.1.1	南黒地方福祉事務組合	S51.11.1		
八戸地域広域市町村圏事務組合	S47.8.1	三戸郡福祉事務組合	S55.1.1		
五所川原地区消防事務組合	S47.8.1	黒石地区清掃施設組合	S59.8.1		

## 3 広域連合関係

委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日
津軽広域連合	H10.8.1	つがる西北五広域連合	H11.11.1	青森県後期高齢者医療広域連合	H19.8.1

(注) 事務委託に伴う経費は、「委託地方公共団体と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約」に基づき、委託地方公共団体が負担することとされ、その内容は、定額に特別事務処理費（公平審査の事案があった場合その処理に要した経費）を加えたものであるが、定額分については平成3年度から、市13,000円、町村10,000円、一部事務組合等6,000円としている。

# 第 10 そ の 他

## 1 年間の主な動き

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
26. 4. 10～11	人事院職種別民間給与実態調査説明会（東京都）
4. 18	第1回委員会
4. 22	ブロック委員長・事務局長会議（仙台市）
4. 30	第2回委員会
5. 9	第3回委員会
5. 12	平成26年度青森県職員採用試験（大学卒業程度及び社会人枠）公告
5. 22	出先機関等調査 （駒込ダム建設所、下湯ダム、防災航空センター、環境保健センター）
6. 9	総務省「地方公務員法等の一部を改正する法律」に関する説明会
6. 13	第4回委員会
6. 20	第122回全国人事委員会連合会総会（東京都）
6. 22	職員採用試験（大卒程度及び大卒程度・社会人枠）第一次試験
6. 30	第5回委員会
7. 10	第6回委員会
7. 11	面接技法講習会
7. 13	職員採用試験（大卒程度）第二次試験（筆記試験）
7. 16～18	給与実務担当者研修会（仙台市）
7. 18	平成26年度青森県職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）公告
7. 22～30	職員採用試験（大卒程度）第二次試験（面接試験）
8. 7	第7回委員会
8. 8	人事院給与勧告説明会（東京都）
8. 12	職員採用試験（大卒程度）合格発表
8. 18	第8回委員会
8. 24	職員採用試験（大卒程度・社会人枠）第二次試験
8. 26～27	ブロック委員長・事務局長合同会議（札幌市）
8. 26	全国人事委員会事務局長会議（東京都）
9. 4	第9回委員会
9. 5	職員採用試験（大卒程度・社会人枠）合格発表
9. 8	ブロック給与事務会議（青森市）
9. 12	身体障害者採用選考試験公告
9. 11	第10回委員会
9. 11～12	給与実務担当者説明会（仙台市）
9. 19	第11回委員会
9. 26	第12回委員会
9. 28	職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）第一次試験
10. 2	第13回委員会
10. 14	職員の給与等に関する報告及び勧告
10. 19	職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）第二次試験（筆記試験）
10. 21	出先機関等調査 （郷土館、青森空港管理事務所、産業技術センター弘前地域研究所）
10. 27～29	職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）第二次試験（面接試験）
10. 28	第14回委員会

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
11. 9	身体障害者選考第一次試験
11.13	第15回委員会
11.14	職員採用試験（短大卒程度及び高卒程度）合格発表
11.21	第16回委員会
11.30	身体障害者選考第二次試験
12. 8	身体障害者選考試験合格発表
12. 9～10	人事試験技法講習会（東京都）
12. 9	第17回委員会
12.12	第18回委員会
12.19	青森県庁J O Bセミナー（青森県庁）
27. 1. 8	青森県庁J O Bセミナー（東京都）
1.13	第19回委員会
1.14～16	非常勤事務員等選考第一次試験（書類選考）
1.23	第20回委員会
1.26～27	ブロック給与事務研修会（東京都）
1.30～31	ブロック任用事務会議（秋田市）
2. 4	分限処分・懲戒処分実務研修会
2. 9	非常勤事務員等選考第二次試験
2.23	第21回委員会
3.12	第22回委員会
3.17	第23回委員会
3,24	第24回委員会
3.30	第25回委員会

## 2 各種会議実施状況

### (1) 全国人事委員会連合会関係

#### ア 総 会

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
第122回 全人連総会	26. 6.20 (東京都)	○議 事 1 平成25年度決算について 2 平成26年度事業計画案及び予算案について 3 第123回総会について 4 第58回公平審査事務研修会について ○報 告 1 平成24・25年度専門部会の結果報告について 2 第56回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第57回公平審査事務研修会について 4 平成26年度理事について 5 「園遊会」「桜を見る会」への招待者について 6 ブロック活動状況報告について

		○役員選挙 ○講演 「国家公務員給与等を巡る動きについて」 人事院事務総局給与局長 古屋 浩明 氏 「地方公務員給与について」 総務省自治行政局公務員部公務員課 給与能率推進室長 三橋 一彦 氏
--	--	---

イ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容 等
第57回 公平審査事務研修 会	26. 7.10～11 (浜松市)	(台風8号の影響により中止)

(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係

ア 委員長及び事務局長会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
委員長・事務局長 会議	26. 4.22 (仙台市)	○講演 「地方公務員の給与について」 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室 定員給与調査官 菅野 孝志 氏 ○議 事 1 東北・北海道地区人事委員会協議会公平審査等事務 会議の廃止について 2 平成25年度事業報告及び歳入歳出決算について 3 平成26年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案) について 4 平成26年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹 事委員会の選出について 5 平成26年度東北・北海道地区人事委員会協議会監 事委員会の選出について 6 平成26年度全人連役員(会長・副会長)選出のた めの選考委員の選出について ○報 告 1 平成26年度全人連理事の選出について 2 平成26年度全人連役員会の概要について ○意見交換 1 人物試験におけるメンタル面の評価について 2 面接試験対策の高度化への対応について

委員・事務局長 合同会議	26. 8. 26～27 (札幌市)	1 委員・事務局長合同会議 ○議事（議題） ① 各道県における今年度の人事委員会勧告・報告内容の検討状況について ② 就職・採用活動時期の後ろ倒しに伴う応募者確保対策の見直し等について ③ 女性の活躍促進に向けた取り組みについて 2 委員会議 ○意見交換 ① H24・25年全人連審査部会研究結果の概要について（報告） ② 採用試験制度について ③ その他 3 事務局長会議 ○議 事 ① 給与制度の総合的見直しに係る対応について ② 新たな人事評価制度について ③ 新規採用後の職員の勤務状況の把握等について ④ 技術職種の受験者確保対策について ⑤ 労働組合との話し合いについて ⑥ 公平審査事案に係る情報開示について ⑦ 夏季休暇の措置状況について ア 夏期休暇の付与日数（日数及び取得期間） イ 現行の付与日数とした経緯及び時期 ○その他
-----------------	-----------------------	--

イ 課 長 会 議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
給与事務会議	26. 9. 8 (青森市)	1 課長・係長合同会議 ○協議事項 ① 本年の改定について ② 給与構造改革に伴う経過措置額の取扱いについて ③ 給与制度の総合的見直しへの対応について（給料表） ④ 給与制度の総合的見直しによる経過措置額の取扱いについて ⑤ 給与制度の総合的見直しに伴う号給増設について 2 分科会 (1) 課長会議 ① 再任用職員に係る給与上の処遇について ② 諸手当の改定（通勤手当）について ③ 退職手当について ④ その他 (2) 係長会議 ① 寒冷地手当について

- ② 諸手当の見直しについて
- ③ 獣医師等に係る初任給調整手当について
- ④ 聴取事項（平成26年勧告及び報告等について）
- ⑤ その他

ウ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容
給与事務研修会	27. 1. 26～27 (東京都)	<p>○講 演 講 師 全人連事務局 櫻井 孚 氏 講演内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国のH27俸給表の構造（昇格時号給対応表含む）や考え方、分析の視点</li> <li>・ 調整給料表作成時の留意点（行政職）</li> <li>・ 各給料表間の均衡分析</li> <li>・ 地方公共団体における給与のあり方</li> <li>・ 再任用職員に係る級別の給料月額について</li> </ul> <p>○意見交換</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 給与制度の総合的見直しに係る対応について</li> <li>2 号給増設に伴う号給の切替えについて</li> <li>3 採用困難職種の給与上の処遇改善について</li> <li>4 獣医師に係る初任給調整手当について</li> <li>5 勤勉手当の成績率について（再任用職員以外の職員）</li> <li>6 寒冷地手当の見直しについて</li> <li>7 再任用職員を支給対象とする手当の拡充について</li> <li>8 身体障害者に対する通勤手当の考え方について</li> <li>9 四輪自動車以外の通勤手当について</li> <li>10 防疫等の作業にかかる特殊勤務手当について</li> <li>11 人事評価の昇給・勤勉手当への反映について</li> <li>12 勧告書の送付先について</li> </ol>

エ 事務会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
任用事務会議	27. 1. 29～30 (秋田市)	<p>1 全体会議</p> <p>○聴取事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 民間企業等職務経験者（社会人経験者）試験における論文試験の評価基準について</li> <li>② 面接試験における集団討論・グループワーク等の活性化策について</li> <li>③ 個別面接試験の評定員の技術向上について</li> <li>④ 採用試験における適性検査結果の公表について</li> <li>⑤ 適性検査の活用方法について</li> </ol>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 地方公務員法改正に伴う検討状況等について</li> <li>⑦ 採用試験実施における危機管理対策について</li> <li>⑧ 身体障がい者の受験について</li> <li>⑨ 選考により採用する職に係る選考の実施等について</li> <li>⑩ 任命権者に権限を委任した採用選考に係る人事委員会の関与について</li> <li>⑪ 土木系職員（農業土木、建築を含む。）に関する応募者確保対策について</li> <li>⑫ 平成27年度採用試験受験者（大学卒業程度）向けの応募者確保事業の実施状況について</li> <li>⑬ 首都圏在住の受験希望者への採用広報活動について</li> <li>⑭ 警察官（男性）の確保について</li> <li>⑮ 日本人事試験研究センターから提供される問題以外の問題調達について</li> <li>⑯ 選考活動開始時期の繰り下げによる27年度採用試験・採用選考の変更点について</li> </ul> <p>2 問題検討会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 問題検討</li> <li>② 平成27年度の県別担当分野（案）</li> </ul>
--	--	---

### (3) 全国人事委員会事務局長会議（総務省主催）

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
事務局長会議	26. 8.26 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事院勧告について</li> <li>2 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について</li> <li>3 給与及び定員の諸問題について</li> <li>4 地方公務員の退職管理の適正の確保等について</li> <li>5 地方公務員共済組合制度等の当面の諸課題について</li> <li>6 地方公務員の労働安全衛生について</li> </ul>

## 平成 27 年度事務局職員名簿

電話 (総務) 017-734-9825  
 (任用) 017-734-9829  
 (給与) 017-734-9830  
 (審査) 017-734-9826  
 F A X 017-734-8242

グループ名	職 名	氏 名	備 考
	事 務 局 長	工 藤 純 一	
	職 員 課 長	角 田 隆 弘	
総務・任用 グループ	副 参 事	三 上 浩 昭	(グループマネージャー)
	主 幹	柿 崎 由 見 子	(総務担当)
	主 幹	木 村 道 之	(任用担当)
	主 査	棟 方 千 鶴	(任用担当)
	主 事	八木澤 陶 史	(任用担当)
給与・審査 グループ	副 参 事	渡 邊 秀 樹	(グループマネージャー)
	総 括 主 幹	成 田 伸 彦	(審査担当)
	主 幹	長 内 あ ず さ	(給与担当)
	主 査	梅 原 実 津	(給与担当)
	主 査	佐々木 進太郎	(給与担当)
	主 査	大 西 雅 子	(審査担当)
	主 事	石 田 亮 太	(給与担当)